

令和３年度多治見市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和３年４月１日制定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、令和３年度多治見市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1 目的

この調達方針は、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての部署とする。

3 調達する物品等

本市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能な物品等とする。

4 対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、法第２条第２項から第４項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- （１） 障害者支援施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型を行う入所施設）
- （２） 地域活動支援センター
- （３） 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）

- (4) 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- (5) 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
- (6) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウを全て満たす事業所）
 - ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用者数が5人以上
 - イ アの障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

5 調達目標

令和3年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 9,000,000円

なお、契約に当たっては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意する。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が受注可能な物品等の内容等、調達の推進に必要な情報の提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

ア 物品等を調達する予定が生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

イ 物品等の調達に当たっては、分離分割して発注する等、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよ

う履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に当たっては、仕様等必要な事項について、障害者就労施設等に対し、十分説明するよう努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達実績の公表

年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、本市ホームページに掲載することにより公表する。